

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

令和5年3月2日（木）

開 会 （午前10時10分）

【議 事】

○議案第24号「所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

長岡委員

確認だが、今までこの規定は1年ごとに終わるということになっていたと思うが、期限がなくなるという認識でよいか。

中山健康管理
課主幹

接種が継続されるという方針は示されたところですが、いつまでという終わりの部分が示されておきませんので、期限をなくす改正に至ったものです。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第24号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第30号「所沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

長岡委員

今回、出産育児一時金の支給額が、改正前40万8,000円、改正後が48万8,000円に増額しているが、今回の改正で財源のところが変わったと思うが、後期高齢者医療制度からの一定の財源が何%程度か含まれるという認識でよいか。

新井国民健康
保険課長

今回の増額分の8万円につきましては、これまでと同様に出産育児一時金の支給額の3分の2に相当する部分を、一般会計から特別会計へ繰り入れるものとなっております。残りの保険料財源で対応します3分の1につきましては、令和5年度につきましては1件当たり5,000円の国庫補助金が交付されることになっています。令和6年度以降につきましては、後期高齢者からの支援金分等で賄われる予定とのことでした。

長岡委員

厚生労働省第155回社会保障審議会の医療保険部会の資料1の2、出産育児一時金についての資料によると、東京都の正常分娩の出産費用の平均が56万5,092円で、埼玉県の平均が46万1,505円になっている。出産費用は正常分娩で年1%の割合で増加しているようだが、今回の改正で48万8,000円となっているので、しばらくはカ

バーされると思うが、年1%の割合で増加しているのに合わせて、今後
も出産育児一時金の費用は増額していく流れになっていくのか。

石川国民健康
保険課主幹

出産育児一時金につきましては、これまでも出産費用の増加に合わせて
増額してきた経緯がありますが、毎年増加率に合わせて増額してい
くというわけではなく、その時の情勢に合わせて改めて決定していくも
のとなりますので、今後については未定です。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第30号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと
決する。

休 憩 (午前10時15分)

(説明員交代)

再 開 (午前10時17分)

○議案第21号「所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

城下委員

この条例改正については、外国人のマイナンバーカードの取得ということで、提案理由の中にも、生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施等に関する事務にマイナンバー制度を導入するという一方で、外国人限定というような提案だと思うが、あくまでも任意であるという答弁だった。現在、生活保護受給者で外国人のマイナンバーカードの取得者数は125名という答弁があったと思うが、国籍の内訳を伺いたい。

木下生活福祉

課主幹

国籍別人数ですが、多い順で申し上げます。フィリピンの方が45名、中国または台湾の方が37名、韓国、朝鮮の方が18名、その他の方が14名、ブラジルの方が7名、ブラジル以外の中南米の方が3名、アメリカの方が1名です。

城下委員

生活保護受給者にとっては、医療券をもらわないと医療機関にかかれないという、通常の方よりも一つハードルがあるということでは、改善していかなければならない部分だということは分かっているが、そのこととマイナンバーを一体化するということでは、ある意味、強制的な部分での誘導という受け止めをされている方もいる。今回は、外国人に対

する部分での対応ということで議案を出されているが、個人情報の部分について、外国人の方々にどのような説明を行っているのか。それぞれ言語も違うので多言語ということでは、窓口の職員も苦勞されていると思うが、その辺はどのように対応しているのか。

木下生活福祉
課主幹

マイナンバー制度やカードの取得等に関する新たな説明は、現在のところ行っている状況ではありません。

城下委員

新たな説明をされていないということでは、マイナンバーカードを取得するメリットやデメリット、リスクも伴うことなので、とりわけ個人情報の部分の取扱いとか、たいへん懸念を持っている方がいるということで、なかなか進まないという中で、国もあの手この手で、取得を促進しているが、今回の条例改正をすることによって、既にマイナンバーカードを持っている43名の外国人の方に、メリットやデメリットを含めての情報提供というのは、どのように考えているのか。

野上生活福祉
担当参事

今回の新年度予算でオンラインの資格確認の導入について、議案を提出させてもらっており、この予算を認めていただいてから、オンライン資格確認のシステムの導入を進めますので、予定では令和5年の秋頃にマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認についてのチラシ等を配布する予定であります。外国人の方もいらっしゃるのでは、その辺に

については検討していきたいと考えています。

村上委員

カードをオンラインの資格確認をするために導入していくということ、それを進めることによって、情報が漏れたり、個人情報に危ないということとは、あまりリンクしないような気がするが、その辺の考え方を伺いたい。

木下生活福祉
課主幹

オンライン資格確認自体は、医療保険の資格の確認という機能になりますので、どの医療保険に加入されていて、資格があるのかないのかというところを確認させていただくためのものになります。生活保護受給者の方は、国民健康保険等の医療保険に加入されていないので、その意味で生活保護を受給しているという資格をカードの中に機能として持たせておりますので、マイナンバーカードにもICチップが付いており、その中には貴重な個人情報は入力されていないので、そういった意味でのセキュリティというのは、マイナンバーカード自体で担保されていると考えています。

城下委員

生活保護を受給しているという情報は、カードに入っているのではないかと。そのカードで医療券がなくても医療機関を受診できるという説明だったと思う。何も情報が入っていないわけではないと思う。だったらカードを持つ意味がないので、そのあたりはどうなのか。

木下生活福祉
課主幹

マイナンバーカードに保険証情報の登録をすると、同時に生活保護の方は、生活保護を受給しているという情報になるんですが、マイナンバーカードを使って医療機関を受診するときに、中間サーバーに情報を見に行くという作業がありますので、マイナンバーカード自体に生活保護を受給しているという情報は入っておりません。例えば、マイナンバーカードを落としてしまって、誰かに悪用されて、その方が生活保護受給者ということが分かるということはないと考えています。

城下委員

国が個人情報を一括管理できるし、違う市町村に行ったとしても、例えば、所沢市で生活保護を受給していて、そこから転居して生活保護を抜けたとしても、履歴が残ると聞いたことがある。この人は、前の自治体で生活保護を受給していた経緯があるという情報も管理されているのではないか。

木下生活福祉
課主幹

生活保護を受給されている方が医療機関に通って、マイナンバーカードで資格確認を行った場合、資格確認を行った履歴は残るのですが、それはあくまでも生活保護を受給しているという資格の中での実績になりますので、例えば、生活保護を廃止になって、国民健康保険等の医療保険に加入されて、マイナンバーカードを使って医療機関を受診されたとしても、生活保護受給者だったということは、医療機関では分かりません。

谷口委員

議案資料の7ページの2の事業の概要の3行目に、被保険者健康管理支援事業の実施に関する事務と記載があるが、被保険者健康管理支援事業は具体的にどういったものがあるのか。

木下生活福祉

課主幹

被保険者健康管理支援事業は、生活保護受給者の方が自ら健康の保持及び増進に努められるように、医療と生活の両面から健康管理に関する支援を行いまして、自立を助長する事業です。令和4年度、本市におきましては、担当のケースワーカーから生活保護を受給されている方に、健康診査の受診を勧奨しまして、医療機関等への通院のない方に対して、受診を促しまして、168名の方に健康診査を受けていただきました。

谷口委員

外国人の生活保護受給者は125名だが、168名というのは延べ人数ということか。

木下生活福祉

課主幹

168名というのは、現在、生活保護を受給されている全ての方の中で、生活習慣病をお持ちの方を対象に、3,416名の方に勧奨させていただいて、168名の方に健康診査を受診していただいたということです。

末吉委員

外国人に対する保護の決定及び実施並びに被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務に個人番号を利用するという目的だということだ

が、先ほどから資格確認にマイナンバーカードを使用するということがあったが、今マイナンバーカードを持っていない外国人の生活保護者の方は、現在どのように資格確認をして、不利益とかデメリットはあるのか。

木下生活福祉
課主幹

マイナンバーカードを持っていない生活保護を受給されている外国人の方は、通常的生活保護を受給されている方と同様に福祉事務所で医療券を発行し、それを提示することによって医療機関を受診していただくことになっています。マイナンバーカードを取得していても、されていなくても、医療機関を受診される際には医療券を活用していただければ、特に差はないです。

末吉委員

個人番号自体は皆さんに付番されているわけなので、カードを取得したことで、医療機関の受診の仕方が変わるということで、ある意味、利便性もあると考えているのか。

木下生活福祉
課主幹

マイナンバーカードを持っている方はカードを提示することで、医療機関を受診できますが、医療券を取りに来て、発行して提示するという作業がなくなりますので、その部分の差だと思います。

【質疑終結】

【意見】

議案第21号「所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について」日本共産党所沢市議団を代表して反対の意見を申し上げます。

詳細については、討論で述べさせていただきます。

今回の改正内容は、任意であるマイナンバーカードの取得を半ば強制的に行うものでもあります。マイナンバーカードは、国による個人情報の一括管理や情報漏えいの危険性もあり、本議案は認められません。

【意見終結】

【採決】

議案第21号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第29号「所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例の一部を
改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

末吉委員

議案質疑で、管理運営に対して質が担保されるかという質疑があった。その時に監査もあるからと答弁があったが、監査の目的としての、業務執行や利用者に対しての適切な運営が行われているかという部分と、質というのは、ある意味違うものも含まれているのかなと感じた。例えば、モニタリングや巡回といった様々なことをされていると思う。その点が気になったので、指定管理に移行してからの質も担保という部分を改めて伺う。

粕谷高齢者支
援課長

モニタリングですが、指定管理者には毎月の月次報告書と四半期ごとの事業報告書の提出を求めています。これによりまして、利用状況、事業実施状況、苦情処理の状況をチェックしております。また、四半期ごとに、施設に直接職員が出向きまして、施設設備の状況であったり、人員配置の状況を確認し、問題点がありましたら、その都度、指導、助言を行っています。

末吉委員

指定管理になってから管理的に謎のルールみたいなのが増えて、非常に行きにくくなってしまったと利用者から相談があり、福祉部に間に入

ってもらったことがあった。業務監査や財務監査では見えてこない、利用者の方との施設運営のよい形というのを担保してほしいと考えるが、いかがか。

粕谷高齢者支
援課長

昨年の5月に利用者アンケートを取りました。直営2荘を含めた12荘の利用者2,495人に回答いただきました。アンケートでは、職員対応についてという項目で、「とてもよい」という回答が56%、「よい」が32%、「特に問題ない」が11%ありまして、合計しますと99%の利用者が、職員対応について「満足」または「問題ない」と感じております。ただ、「悪い」というアンケートもいただいておりまして、「職員の言葉使いが悪い」、「態度が悪い」という回答もありましたので、こういった点につきましては、各荘にフィードバックしております。

城下委員

所沢市では4つの老人福祉センターがあり、これまで、うしぬま荘とあづま荘は直営でやってきたわけである。高齢者が集うセンターの拠点ということで、直営によって運営されてきたと思うが、これまでうしぬま荘とあづま荘がやってきた利用者の実態把握ですよね。多分、指定管理も含めて利用されている方々の状況とか、個人情報もそれぞれの老人福祉センターが把握されていると思う。例えば、直営については人員配置が、園長、主査、ケアワーカーがいるが、現在、指定管理になっている、さやまがおか荘、緑寿荘にはケアワーカーは配置されているのか。

粕谷高齢者支 さまがおか荘、緑寿荘につきましては、ケアワーカーの配置はして
援課長 おりません。

城下委員 このことは、指定管理者制度に移行するときに議論になったと思う。
なぜかという、高齢者の実態把握をし、必要な福祉、医療につなげる
ということも大きな仕事の一つだったと思う。だからこそ、ケアワーカー
は配置されていたが、この間の市の方針であるケアワーカーの退職に
伴う不補充など、人が足らなくなるから指定管理にしますということで、
この間進められてきた。うしぬま荘、あづま荘のこれまでの利用者の実
態を福祉部門や医療部門につなげてきたケースもあったと思う。今後そ
の辺はどうなるのか。

粕谷高齢者支 今までも、さまがおか荘、緑寿荘におきまして、健康状態などで支
援課長 援が必要な方がいらっしゃいましたら、お住まいの地域包括支援センタ
ーにつないでいました。うしぬま荘、あづま荘が指定管理になりまして
も、同じ形で引き続き地域包括支援センターなどにつないでいきたいと
考えています。

城下委員 地域包括支援センターにつなげてきた実数は把握しているか。

粕谷高齢者支 件数については、特に把握しておりませんが、フェイス・トゥ・フェ

援課長

イスで受付を行っております。例えば、うしぬま荘のケースですが、いつも来る方が今日は来ないことから、少し様子がおかしいのではないかとということで、地域包括支援センターのほうに安否確認をしましたところ、ご自宅でお亡くなりになられていたというケースはございました。

城下委員

直営だから、そういう実態把握ができたと思う。直営ではない、さやまがおか荘や緑寿荘では、そういった実態把握というのは、ちゃんとカウントされているのか。今、実態を把握されていないと答弁されたので、どうなのか。

粕谷高齢者支

定期的に園長、所長会議を行っていきまして、その中で情報共有は行っ

援課長

ているところです。そうした中で、高齢者のこういう状況があったというのは、情報共有しているところです。

城下委員

そうすると、件数も把握しているということか。今、把握していないと答弁されたので聞いたが、既に指定管理されている施設、さやまがおか荘と緑寿荘にはケアワーカーが配置されていないと答弁されていたので、そういう実態把握をしてそういう状況があった場合には地域包括支援センターにつなげて安否確認するとか、そういうことは実績としてあったのか。把握されているのか。

粕谷高齢者支
援課長 少しずれてしまうのですが、事故件数ということで、こちらの件数に
ついては把握しております。例えば、救急搬送された件数については把
握しております。

城下委員 先ほどのうしぬま荘の事例のように、いつも来られている方が来ない
から、どうしたのだろうということで訪問されたら死亡されていた。そ
ういう取組が、さやまがおか荘や緑寿荘ではされているのか。

粕谷高齢者支
援課長 直接的にはそういった形では把握しておりません。

城下委員 そういうところが不安になってくる。だから直営でやるというところ
と指定管理に移行しているところとの実態がそういうところに出てく
る。実態を把握すべきではないのか。

粕谷高齢者支
援課長 老人福祉センターは、健康増進であったりレクリエーションの場であ
りますことから、基本的には例えばデイサービスであったり通所リハだ
ったり、そういったところの介護施設とは異なります。気になる方につ
きましては、高齢者支援課で地域包括支援センターを委託しております
で、地域包括支援センターのほうから安否確認など、気になる高齢者に
つきましては状況把握をしていきたいと思っております。

城下委員

それは必要だと思う。命に関わる問題なので。もう一つは、個人情報の取扱いである。うしぬま荘とあづま荘は現在、市の直営なので、しっかりとそこで利用されている方の個人情報の取扱いというのは市の基準でしっかりと遵守されていると思うが、指定管理者について現状はどうなっているのか。

粕谷高齢者支
援課長

指定管理者につきましては、市のほうで個人情報の取扱いの基準がございますので、そちらに則りまして対応しております。

城下委員

そこについては、指定管理の契約段階で、市と同じような取扱いはされているという理解でよいか。

粕谷高齢者支
援課長

そのとおりでございます。

城下委員

指定管理者制度が導入されてから、大分経っていると思うが、個人情報の取扱いについては、この間何らかの問題はあったか。

粕谷高齢者支
援課長

個人情報の取扱いにつきましては、問題となったケースはございません。

城下委員

職員体制について、昨日も議案質疑があったが、雇用の継続について

は受託者の雇用によるものなので、市としては関われないという答弁だったと思う。ケアワーカーが配置されていないというのは分かったが、そうすると、うしぬま荘は園長、主査1人、主任1人、会計年度任用職員が6人ということで、あづま荘はうしぬま荘の園長が兼務しているので、ケアワーカー1人、会計年度任用職員が6人いるが、この方たちは今回の指定管理者になると、どのように変わっていくのか。とりわけ会計年度任用職員への対応はどうなるのか。

粕谷高齢者支
援課長

指定管理者を選定する際の選定委員会におきまして、こちらで会計年度任用職員の雇用継続について評価項目に位置づけるなど、雇用の保障についてはできるかぎり考慮する予定です。

城下委員

できる限り考慮するというので、移行した場合に今勤務している会計年度任用職員が今の水準で指定管理者の職員となるということは何ら保障されていないということである。その辺りの担保はどうなっているのか。

粕谷高齢者支
援課長

会計年度任用職員については、市の他部署で任用が可能であるか、あるいは指定管理者でそのままの雇用になるのかの判断につきましては、それぞれの方の判断になるかと思いますが、しっかり丁寧に説明していきたいと考えております。100%担保されるということは難しいので、

できる限りしっかり丁寧に説明し、雇用の保障についてやっていきたいと思っています。

城下委員

今いる会計年度任用職員は、所沢市の会計年度任用職員として採用されるが、それが指定管理者制度を導入するに当たり、この方たちが市の職員ではなく、受託する民間事業者の職員になることになるが、それについては会計年度任用職員と受託会社とのやりとりで条件等を話し合ってもらおうということか、そこは確認したい。

粕谷高齢者支
援課長

基本的には個々の職員の判断になると思います。ただ、会計年度任用職員がそのまま指定管理者の雇用となるのか、市の他部署での任用になるのかについては、しっかり丁寧に説明していきたいと考えております。

城下委員

監査の話の中で、巡回をしているという話があったが訪問は事前に日時を伝えているのか、それとも抜き打ちなのか。

粕谷高齢者支
援課長

資料の準備等がありますので日にちは決めております。

城下委員

抜き打ちでの調査の必要性についてはどう認識しているか。

粕谷高齢者支
援課長

基本的にはその他通常業務でやりとりがございますので、近くに伺ったときに施設を訪問したり、電話連絡をしたりしておりますので、そういった面では人員の確保等についてはしっかり担保されているものと認識しております。

長岡委員

昨年5月にアンケートを実施したとの答弁があったが、回答が2,495人とのことであった。その回答と比較して、4 市民参加の実施の有無とその内容の中で、パブリックコメント手続の実施期間が令和4年11月24日から12月23日となっており、意見提出4人、意見数7件となっているので、すごく差があって驚いた。アンケートはどのように配布したのか、また、パブリックコメント手続はどのように用紙等を配布したのか。

粕谷高齢者支
援課長

アンケートの方式ですが、各荘の職員が手分けをして、いらっしゃった方に一人一人に手渡ししまして、アンケートへの記入の依頼を行いました。高齢者の方ですので記入方法が分からない等が発生した場合は記入のお手伝いをしまして、その場でアンケートが回収できるようにしました。アンケートの回答内容を見られたくないという方もいらっしゃいますので、回収箱を設けましてそちらに入れていただきました。パブリックコメント手続ですが、昨年11月24日から12月23日までの期間に実施しましたが、ホームページや老人福祉センター、まちづくりセ

ンターといった場所に加え、高齢者支援課でパブリックコメント意見募集の用紙を配置しまして、個人4人から7件の意見をいただきました。

長岡委員

アンケートは利用者一人一人に手渡しをしたので回答数が多かったということだと思う。今後、指定管理に移行するに当たり、利用者の声は適宜市の職員が把握する必要があると思うが、アンケートは今後も定期的に実施していく予定なのか。

粕谷高齢者支援課長

指定管理のモニタリングの中で、各荘で毎年1回利用者アンケートを取るようになっております。ただ、去年は高齢者支援課のほうでいろいろな設問を設けて実施したものです。

長岡委員

今までも定期的に実施しているが、今後も継続的に実施するということでよいか。

粕谷高齢者支援課長

適宜実施していきたいと思っています。

城下委員

うしぬま荘、あづま荘はコロナでお風呂もなかなか使えなくなってしまい、身近な施設に行って利用してリフレッシュするというのは、フレイル対策という重要な位置づけになっている。とりわけ、基幹的な役割

をしていきたいしぬま荘、あづま荘については職員がいろいろな工夫をしながら四季折々のイベントを開催していたが、質疑の中で利用者の実態と必要な支援につなげていくというところでは、指定管理についてはしっかりと把握していなかったということが明らかになった。今後は把握していきたいという答弁があったが、対応について課内で議論したのか、それともこれからしていくのか。今回は指定管理ということで、条例改正を行うわけだが、条例改正を提出するに当たってそういった部分も課題としてしっかり議論があったのか確認したい。

粕谷高齢者支
援課長

定期的に園長、所長会議を行っておりまして、情報共有は図っているところです。ただ、ご指摘のありましたとおり、老人福祉センターと老人憩の家を含め12荘ございますので、そこでの利用者受付の際に様子がおかしい方等につきましても、しっかりお話をし、必要があれば地域包括支援センター等の必要な機関につなぐというのは、一つの見守りの拠点となっておりますので、そういったものを意識しまして今後も更に認識を深めまして運営していきたいと考えております。

【質疑終結】

【意見】

城下委員

議案第29号「所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」日本共産党所沢市議団を代表して反対の意

見を申し上げます。今回の改正は、所沢市立老人福祉センター4園のうち、拠点として高齢者施設を直営で運営していたうしぬま荘、あづま荘に指定管理者制度を導入するものです。質疑でも明らかになりましたけれども、これまで市が直接、利用者の状況を把握し、必要な機関につなげ、安否確認も含めて実施していたのですが、今回、指定管理者制度になることによって、市と利用者の中に、指定管理事業者がワンクッション入るため、把握しづらくなっていくことも明らかになりました。

また、職員の雇用の面でも実態が見えづらくなっていくという意味では、本議案については認められません。詳細については、討論でしっかりと述べていきたいと思っております。

【意見終結】

【採 決】

議案第29号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前11時5分）

（説明員交代）

再 開（午前11時6分）

○議案第25号「所沢市保育園等運営審議会条例等の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第25号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第26号「所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第26号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第27号「所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

長岡委員

今回の改正概要の中に、家庭的保育事業者等に対し安全計画の策定を義務づけるとあるが、所沢市内の事業者の安全計画の策定は、今までどのようなになっていたのか。

一色こども政
策課長

安全計画は、学校保健安全法によりこれまで幼稚園及び認定こども園において策定することが義務づけられており、今回の省令により保育園等にも策定が義務づけられるものです。保育園等の内容については、安全計画という名称ではくくってはいませんでした。項目については訓練、研修、再発防止の徹底など、それからマニュアル的なものをつくったりと、内容面についてはどの保育園も既に実施していたものになります。

長岡委員

確認だが、家庭的保育事業者等で統一的なものとなるのか。

一色こども政
策課長

内容の統一ということで、何かそういったものがあるということではありません。

長岡委員 今までもあったということで、各家庭保育事業所等が安全計画を策定し、独自の安全計画を持っているということでよいか。

一色こども政 策課長 今回の規定により安全計画を策定していただいて、それについて市として確認をしていくという形になります。

長岡委員 この安全計画はいつまでに市が確認をするのか。

一色こども政 策課長 今回の対象については、毎年実地指導を行っていますので、そのタイミングで確認することとなります。

長岡委員 改正概要で送迎用バス等の運行時において、職員による利用乳幼児の所在確認及び送迎用バス等への安全装置の装備を義務付けるとあるが、職員による利用乳幼児の所在確認はどのようにするのか。また、送迎バス等の安全装置の装備はいつまでに完了しなければならないのか。

一色こども政 策課長 事業者の義務としまして、事業所外で活動するための移動等に自動車を運行する場合に、乗車及び降車の際に点呼を行う。そして児童の所在の確認をしなければならないと決められています。装備の期限については、令和5年度中となっています。

城下委員

資料の29ページと先日いただいた資料から質疑するが、昨日の質疑の中で送迎用バスについては、令和5年度中に安全装置の装備をしなければならぬと答弁があった。市内では24施設が対象となり設置義務という答弁であった。補助については、現段階では分からないと部長が答弁をされていたが、今国会でどういう議論がされているのか、当然事業所が全額負担ということが厳しいというところでは、今どういうことが想定されるのか。

一色こども政策課長

議場での答弁のとおり国に補助メニューが創設される予定となっております。現時点では未定ですが、担当に来ている情報としては、金額の上限が示されて、その金額の上限の中でそれを超えない場合には事業者の負担がない形で導入ができるという形が検討されていると聞いています。

城下委員

そういった情報も事前に事業所の方、各園にも情報提供されたほうが、設置しやすくなると思うが、その情報提供については、まだ国で決まっていないのですぐにはならないと思うが、そういった議論がされているという情報提供の在り方について伺いたい。

一色こども政策課長

こういった情報提供については、適切にタイミングをみて行っていきたいと考えています。

城下委員

資料29ページの改正概要(3)であるが、これも昨日質疑があった。保育所等に他の社会福祉施設等が併設されている場合において利用乳幼児の保育に支障がない場合に限り、職員の兼務と保育室等の共用を可能とするということで、配付資料にもインクルーシブ保育ということで例の記載があるが、具体的にこういった対象となる施設が市内にあるのか。

一色こども政
策課長

今回の27号の範囲内には、対象とする施設はありません。

城下委員

現時点では所沢には対象となる施設がないということだが、それぞれ児童発達支援施設と保育園あるいは保育所ということでは根拠法令が違うと思うが、根拠法令について確認したい。児童発達支援施設はどういう法令に位置づけられた施設なのか、保育園は児童福祉法とか、そういったことを示してほしい。

一色こども政
策課長

いずれも児童福祉法と把握しています。

城下委員

それぞれ設置の根拠となるものが違うという説明をヒアリングで聞いたので、児童福祉法の中のここは障害者支援施設とか、そういう枠組みなので一体的に通常の保育として対応できないという理解でよいか。

一色こども政
策課長

それぞれに法律の下に基準がありますので、それぞれの基準は別に設けられているということを説明しました。

城下委員

児童福祉法の中だけども、例えば児童発達支援施設については、子供一人当たりの職員の人数とか、また保育園については、その人数が違うのでそれぞれの基準に合った対応で体制をとるという理解でよいか。

一色こども政
策課長

そのとおりです。

谷口委員

条例が改正された場合、令和5年度中に装置を備えなければならないということだが、今までやっている方法に、装置がつくまでの間にどういったことができるのか、具体的に事業者と話をしながら、もう一段ヒューマンエラーをできるだけなくせるような情報交換をしていけば、内容を伺いたい。

一色こども政
策課長

装置を導入するという部分については、先ほど答弁したとおり国の基準があつたり、それから購入してつけていただく、一部はつけていただいているところもありますが、そういった部分は5年度中に完全に対応しきれない時期があるということは認識しています。しかし、今年度、今回対象施設になった部分については、この条例の対象となる施設はゼ

ロですが、全体の市の中でいうと24施設あるという説明の中で施設に調査をし、現地を確認して例えば点呼の確認とか、それからマニュアルの整備だとか、そういった部分での調査を埼玉県と一緒にやっています。その集計の中で、事業者と話をする中で好事例の助言等を個別にしていますので、そういった意味では意識の啓発ということでは既に実施していますし、今後についてもそういった情報提供を行っていくと考えています。

谷口委員

今年度痛ましい事故が起きて、こういう流れになっていると思うが、そのヒューマンエラーというのは必ずあるという前提で、ここの確認ができなかったら次の確認という形で、第2、第3のダブルチェックみたいな形はどうしても必要になって、そこがシステムの、仕組み的にうまく運用していかないと痛ましい事故が起こるということだが、そのあたりについて、今答弁された以外に、こういった方法があるのではないかとこのころがあれば伺いたい。

町田こども未

来部長

昨日の議場でご答弁したことも含めて補足説明をさせていただきます。今回、提出した議案第27号については、表題にありますとおり、家庭的保育事業等の設備、運営に関する条例の改正となります。昨日お話ししました24施設については、保育園とか、幼稚園とか市内にはこれだけ施設があつて、これも設置の義務の対象にはなりますが、この実

施責任については、認可している県がやらなければならないという規定になっています。市が認可している地域型については市の条例でしっかりコントロールします。県の条例については、県は県でしっかり安全装置云々ということで規定を盛り込んで進めていくという前提があります。それに加えて、実は実地調査をなさいと県から言われまして、その際に公立の保育園の副園長先生たちも近隣の幼稚園、民間保育園などのバスを運行している現場を見てきたという経緯もあります。私も現場に行き一番感じたのは、その日だけ親御さんがお迎えに来てお子さんが乗っていなかったり、逆にその日だけ乗っけてほしいだったり、通常なようなことが起きた時の対応をすごく気にしていましたし、現場ではヒューマンエラーが起きないように対応しているということを感じたところです。

長岡委員

今回の条例で安全装置を設置することが義務づけられるのですが、安全装置が作動するかといった確認はどのようにするのか。

一色こども政
策課長

先ほど、申し上げたとおり、27号では対象施設、バスを導入しているところがゼロですので、今後、仮に導入されたらという仮定の話になりますが、設置された場合は、毎年実地指導に行きますので、その際に、確認をさせていただくことを検討することになると思います。

長岡委員

園の安全計画は、園ごとに違うところがあると思うが、家庭的保育事業者等に対して、市の安全に対するこだわりポイントを指導、助言していくことができるということでしょうか。

一色こども政
策課長

安全計画の確認の部分については、国の基準で国県等の指導助言の下で適正に運営したいと思っています。それから、市のオリジナルという部分は一切やらないということではないですが、状況を踏まえて適切に考えていきたいと思っています。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第27号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第28号「所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

末吉委員

放課後児童健全育成事業者は市内にいくつあって、そのうち移動時に自動車を運行する事業者はどれくらいあるのか。

三上青少年課
長

市内で放課後児童クラブを運営する事業者は13事業者となっています。このうち、児童の送迎を行っているクラブは5クラブとなります。

末吉委員

13の事業者はそれぞれが複数のクラブを運営しているということで、安全計画についてはそれぞれのクラブでつくるのか。事業者がつくるのか。移動時に自動車を運行しているクラブとしていないクラブがあると思うが、そこで安全計画に差が出るのか。

三上青少年課
長

委員のおっしゃるとおり、現在は放課後児童クラブ安全管理マニュアルに基づいて運営を行っていただいておりますが、この安全計画については、事業所ごとに作成することになりますので、送迎等を行っている事業所、行っていない事業所によって必要な項目が変わってくると考えています。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第28号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

石原委員長

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会 （午前11時35分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和5年第1回（3月）定例会

健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉について
- 2 障害者福祉について
- 3 高齢者福祉について
- 4 社会保障について
（低所得者支援・介護保険・国民健康保険・高齢者医療）
- 5 子ども支援について
- 6 青少年育成について
- 7 保健・医療について